

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和8年1月6日

旭川市長 今 津 寛 介
(公 印 省 略)

1 公募する趣旨

本契約については、いじめや不登校をはじめとする児童生徒等の繊細な悩みに関する相談に対応するため、学習用のタブレット端末のほか、家庭のパソコンやスマートフォン等の情報通信機器から利用可能な専用アプリケーションの運用保守が必要であることに加え、秘匿性の高い情報に対するセキュリティ管理を徹底したシステム運用を確実に履行する必要があることから、「エースチャイルド株式会社」（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 業務名 令和8年度チャットによるいじめ相談システム運用保守業務
- (2) 契約内容 令和8年度チャットによるいじめ相談システム運用保守業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、入札参加資格を有している者であること。
- (3) 過去2年間に子どもに関するチャットによるいじめ相談システムの運用保守業務を地方公共団体から受託し、履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登載されている者は、公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法

にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (7) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

4 手続等

- (1) 担当部局

旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター内
旭川市いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課
電話 0166-76-5523 FAX 0166-26-5508

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月6日から令和8年1月23日まで(1)の場所で交付する。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月26日(月)17時まで(1)の場所に持参すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。